

## メディアのヒアリングを受けて

土屋美明

### 1. ヒアリングの実施

昨年9月に要望しました日本新聞協会、日本雑誌協会、日本民間放送連盟からのヒアリングを実施していただき、お礼申し上げます。3月に公表された「たたき台」では、例えば報道の関係は罰則を設けず、訓示規定にとどめるなど、事務局の配慮がうかがえます。

### 2. メディアの意見尊重を

裁判員制度とメディアをめぐる問題は、この検討会で法務省、日弁連からその所在が指摘されたにとどまり、メディア内部の議論も昨年夏までは皆無でした。しかしメディア内の討議も格段に深まっておりますので、まず、そのことについてご理解願いたいと思います。ヒアリングで3協会が述べた意見を最大限尊重していただきたい。

### 3. 注意を向けていただきたい点

- (1) 3協会とも、たたき台についてメディア規制というような言い方はしていないこと。
- (2) メディアの自主的対応を強調していること。

新聞協会は「自主ルール制定」を、民放連は「自主的な指針」を定める用意があることをそれぞれ公式に初めて表明しました。雑協も「関係団体による自主的な検討と試行」の優先を主張しています。その動向を見守っていただきたい。

- (3) 現実に一部の社で自主ルール作りが始まっていること。

### 4. 具体的意見

- (1) たたき台8(1)「裁判員らの個人情報」は、個人情報保護に傾くあまり開示の道を断つことがないようにするべきです。ただ開示の判断には本人の同意が必要です。
- (2) たたき台8(2)「接触の規制」Aの後段「何人も」以下は削除。
- (3) たたき台8(3)「裁判の公正を妨げる行為の禁止」は削除。

(私の意見書では努力義務を定める意見を述べましたが、当時は皆無だった自主的ルール作りの論議が大幅に進み、努力義務を置く必然性は薄まったと考えます)

- (4) たたき台7(2)「裁判員らの秘密漏洩罪」は守秘義務の範囲を限定するとともに、期限を定め、量刑も自由刑ではなく罰金に。

(私の意見書は 裁判官と裁判員の個別意見の内容 評議で行われた採決の結果 特に「評議の秘密」として合意された事項 の3点に範囲を限定し、期間は判決後10年程度にすることを提案しています)

### 5. 規制色を強めないよう

裁判員制度の設計にとって、報道の制限の問題は核心的な論点ではないと考えます。メディア制限を強めたり、それに反対して、より重要な意義を持つ国民参加の司法制度を流産させたりしてしまつては本末転倒です。メディア側、そして司法関係者とも、いたずらに規制色にこだわるような議論はしないよう、強く願わずにはおれません。